

1. 商品名		運用上手あわせてハッピー
2. 取扱期間		定めはありません。
3. お預入れいただける方		個人および法人のお客さま(非居住者を除く)
4. 特長		対象の運用商品(50%以上)と円定期預金(50%以内)のバック商品です。 以下の条件を満たしたお客さまは、対象の運用商品の購入(またはご契約)金額と同額までの円定期預金を特別金利で作成可能です。※ただし、円定期預金のお預入れ上限は1億円以内となります。 <きらっとハッピーコース> 対象の運用商品をご購入いただき、当行または当行のグループ会社にお預入れ中のご資金から円定期預金を作成いただいたお客さま <きらっとハッピープラスコース> 対象の運用商品をご購入いただき、新たなご資金から円定期預金を作成いただいたお客さま ※運用商品について 対象の運用商品は以下の通りです。 ・きらぼし銀行が取扱う投資信託のご購入(50万円以上1円単位) ・きらぼしライフデザイン証券が取扱う投資信託のご購入(50万円以上1円単位) ・きらぼしライフデザイン証券が取扱うファンドラップ(以下、「きらぼしラップ」といいます。)のご契約(新規契約の場合は300万円以上1万円単位、増額契約の場合は50万円以上1万円単位) ※円定期預金について ・作成いただける定期預金は、後述「5.円定期預金」に記載の定期預金となります。 ・作成いただける定期預金のお預入れ上限は、1億円以内かつ運用商品の購入(またはご契約)金額までとなります。 ・初回満期前にきらぼしラップを増額した場合は、増額分のみ優遇金利を適用可とします。 ・初回満期後にきらぼしラップを増額した場合も、増額分のみ優遇金利を適用可とします。 ・新たなご資金とは、定期預入日より1ヵ月前の応当日から預入日までに、現金(小切手)・振込・ATMなどにより当行にお預入れされたご資金です。なお、当行または当行のグループ会社にお預入れ中のご預金や、当行または当行のグループ会社でご購入いただいた金融商品の満期・償還・解約資金は対象外となります。 ・特別金利は、運用商品をお申込後1ヵ月以内(お申込日より1ヵ月後の応当日<休日の場合は翌営業日>)までに、同一店舗でお預入れされた場合に、1回限り適用いたします。 ・インターネット支店、ATM、きらぼしホームダイレクト、きらぼしビジネスネット等ではお取扱いできません。
5. 円定期預金	対象となる商品	・預入金額100円以上300万円未満:「スーパー定期」 ※ただし、総合口座の初回預入金額は1万円以上 ・預入金額300万円以上1,000万円未満:「スーパー定期300」 ・預入金額1,000万円以上:「大口定期預金」
	預入金額	1億円以内(投資信託購入金額またはきらぼしラップ契約額・増額契約額を上限とします。)
	適用金利	<きらっとハッピーコース> 3ヵ月もの円定期預金 初回適用金利 年3.0%(税引後年2.390%) <きらっとハッピープラスコース> 3ヵ月もの円定期預金 初回適用金利 年6.0%(税引後年4.781%) ※初回適用金利は初回満期日まで適用します。 ※利息の計算方法は、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算です。 ※お取扱店舗は一人さま1ヵ店のみとさせていただきます。
	預入期間	3ヵ月 定型方式(自動継続)
	払戻方法	満期時に一括して払戻します。
	税金	・個人のお客さまの場合は20%の源泉分離課税(国税 15%、地方税 5%) 2013年1月1日以降、復興特別所得税が課され、20. 315%(国税 15. 315%、地方税 5%)の源泉分離課税となります。(ただし、マル優ご利用の場合は除きます。) ・法人のお客さまの場合は総合課税(ただし、非課税法人の場合は非課税)

5. 円定期預金	預金保険	預金保険制度の対象となります(お一人さまあたり、全額保護の対象預金以外の預金合計で元本1千万円までとその利息が保護されます)。 預金保険制度について、くわしくは窓口までお問い合わせください。
	付加できる特約条項	・総合口座扱いのものは当座貸越の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.50%を上乗せした利率) ・マル優の取扱いができます。
	中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、初回適用金利は適用されず、お預入れ日から解約日までの日数に対して、当行所定の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払戻します。自動継続後の定期預金(店頭表示金利)を中途解約する場合も同様のお取扱いとなります。 (1) 円定期預金の預入金額が100円以上300万円未満のスーパー定期、および円定期預金の預入金額が300万円以上1,000万円未満のスーパー定期300の場合 解約日における普通預金の利率 (2) 円定期預金の預入金額が1,000万円以上の大口定期預金の場合 ①解約日における普通預金の利率 ②約定利率×70% ③約定利率－(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)/預入日数 上記①、②、③の最も低い利率を適用します。 ※②および③の算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。 ※③の算式により計算した利率が0%を下回る時は、0%とします。そのため、満期日前に解約する場合、受取利息が0円となる場合があります。 * 基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書または通帳記載の満期日(継続をしたときはその満期日)までに新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。くわしくは、当行窓口までおたずねください。
	満期時の取扱い	満期日までに継続を停止するお申出がない場合は、満期日に当初預入時と同じ預入期間で自動的に書替継続(自動継続)します。 (1) 自動継続の場合、継続後の定期預金は特別金利は適用されず、スーパー定期、スーパー定期300または大口定期預金の当初預入時と同じ預入期間(3ヵ月もの)の店頭表示金利にて自動的に継続します。 (2) 自動継続を停止した場合、満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金金利により計算します。
	金利情報の入手方法	金利については当行窓口までお問い合わせください。
	その他参考となる事項	・金利情勢によって、取扱期間中に初回適用金利を見直すことがあります。すでにお預けいただいている定期預金の金利は見直しの対象となりません。
	当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
6. 投資信託	対象ファンド	・当行またはきらぼしライフデザイン証券でお取り扱いしている株式投資信託からお選びください。 (金融商品仲介または金融商品紹介) ・対象ファンドの詳細につきましては、当行窓口までお問い合わせください。 ・なお、予告なく「運用上手あわせてハッピー」の対象ファンドを変更する場合がございます。 ※ 公社債投資信託・ETF・REITは対象外となります。 ※ つみたて投資信託(つみたてNISAを含む)によるご購入は対象外となります。 ※ 当行の「きらぼしホームダイレクト」で購入された場合は対象外となります。 ※ きらぼしライフデザイン証券の「オンラインサービス」で購入された場合は対象外となります。
	手数料	・当行またはきらぼしライフデザイン証券でお取り扱いの投資信託のご購入、換金にあたっては各種手数料[購入時手数料(申込金額の最大3.30%)＋信託報酬(純資産総額に対し最大年率2.42%)＋信託財産留保額(換金時の基準価額の最大0.50%)]等がかかります。また、これらの手数料等とは別に、監査報酬、有価証券売買手数料などのその他費用等(運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額を示すことができません。)を毎年、信託財産を通じてご負担いただきます。お客さまにご負担いただく手数料はこれらを合算した金額となります。 ・各投資信託へのご投資にかかる手数料およびリスクについては、当行本支店に備え付けております各投資信託ごとの「投資信託説明書(交付目論見書)」に記載されております。また、当行における購入時手数料率については、本支店に備え付けております「目論見書補完書面」に掲載しておりますのでご覧ください。「投資信託説明書(交付目論見書)」と「目論見書補完書面」は、当行行員に申し付けていただければお渡しいたします。

6. 投資信託	元本割れのリスク	投資信託の基準価額は、組入れ有価証券(国内外の株式・債券・不動産投資信託等)などの値動きに連動し運用実績により基準価額が変動するため、お受取り金額が投資元本を割り込むリスクがあります。主なリスクとしては、価格変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・その他のリスクなどがあります。 <価格変動リスク> 投資信託は値動きのある資産に投資するので、運用の成果によって基準価額が変動し、投資元本を割り込むことがあります。一般に株価は、発行企業の業績や政治・経済情勢、市場の需給等を反映して変動します。債券の価格は、金利の水準の変化に応じて変動し、一般に金利が上昇すると価格が下落します。不動産の価格は一般に、政治・経済情勢、市場の需給等が悪化すると下落します。 <為替変動リスク> 外貨建て資産に投資する投資信託は一般に、申込時よりも円高になると為替差損、円安になると為替差益が生じます。為替差損が生じた場合には、基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがあります。為替相場は、投資をしている国の政治・経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて変動します。なお、為替ヘッジをかける場合、円金利がヘッジ対象通貨建ての金利より低ければ、当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかります。 <信用リスク> 株式を発行する企業が破綻して、株価が下落または価値がなくなることや、公社債を発行する企業や国などの財務が悪化し、利息や償還金の支払が滞り、公社債の価格が下落または価値がなくなことを指します。また、債務超過などによって上場廃止になれば、価格が大きく下落する可能性があります。 <流動性リスク> 規模や取引量が小さい市場で、投資対象となる資産を売却した場合、期待される価格よりも高い価格で買い、安い価格で売らなければならないことがあります。これによって、基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがあります。 <カントリーリスク> 投資対象国の政治・経済情勢の悪化や国際情勢の変化などを背景に資産が上場している市場に混乱が生じ、市場の実勢とかけ離れた価格で資産が取引されることです。これによって海外の資産に投資する投資信託の基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがあります。
	その他参考となる事項	・投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。 ・銀行で取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。 ・投資信託は元本が保証されている商品ではありません。 ・投資信託の運用による損益は、購入されたお客さまに帰属します。 ・当行は投資信託の販売会社です。投資信託の設定・運用は運用会社が行います。 ・投資信託は価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、換金の制限等がありますのでご注意ください。 ・投資信託にはクーリング・オフの適用はありません。 ・お申込みの際は店頭にご用意してあります最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」および一体となっている「目論見書補完書面」をご覧ください。 ・投資信託には各商品によって購入や換金できる期間の制限等がありますので、ご注意ください。 ・運用成績によっては分配金をお受取りになれないこともあります。 ・一般に、投資信託は、一定の水準よりも純資産残高が少なくなった場合、繰上償還となる旨を定めています。 ・ご利用いただけない店舗がございます。
7. ファンド ラップ	対象ファンドラップ	「きらぼしラップ」(金融商品仲介または金融商品紹介によるご契約)
	契約金額	新規契約300万円以上1万円単位(増額契約は50万円以上1万円単位)
	契約期間	契約締結日から最初に到来する3月末日まで 以降は1年ごとに自動更新
	費用	・きらぼしライフデザイン証券で取扱う「きらぼしラップ」には、直接ご負担いただく「投資顧問報酬」と間接的にご負担いただく「投資対象である投資信託に係る費用」の2つの費用がございます。 費用等の合計はこれらを足し合わせた金額となります。 ①直接ご負担いただく費用 【投資顧問報酬】 お客さまの運用資産の時価評価額に対して、最大で年率1.375%(消費税込)(税抜1.25%)を乗じた額をお支払いいただきます。 ②間接的にご負担いただく費用 【投資対象である投資信託に係る費用】 投資対象となる投資信託については、運用管理費用(信託報酬)(信託財産に対し最大で年1.35%(消費税等込み))、信託財産留保額(換金時最大で信託財産の0.30%)のほか、売買等の取引費用や監査費用等のその他の費用が信託財産から差し引かれます。また、専用投資信託が投資する投資信託証券には運用実績に応じて成功報酬がかかるものがあります。 これらの費用の合計額および上限額については、資産配分、運用状況、運用実績等に応じて異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。 くわしくは、契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)およびお客さま向け資料でご確認ください。

7. ファンド ラップ	その他参考となる事項	・きらぼしラップ(以下、「当サービス」といいます)は、株式会社ウエルス・スクエア(以下「ウエルス・スクエア」といいます)が提供する投資一任運用サービスです。当サービスをご利用いただくにあたっては、お客さまとウエルス・スクエアの間で投資一任契約を締結していただきます。 ・当サービスにおいて、きらぼしライフデザイン証券株式会社はウエルス・スクエアとの契約に基づき投資一任契約の締結の代理をいたします。また株式会社きらぼし銀行はウエルス・スクエアとの契約に基づき投資一任契約の締結の媒介をいたします。なおきらぼしライフデザイン証券株式会社、株式会社きらぼし銀行のいずれも投資一任運用を行いません。 ・ご契約いただく際には、契約締結前交付書面を事前にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認のうえお客さまご自身でご判断ください。 ・当サービスにはクーリング・オフ制度が適用されません。 ・当サービスは、投資信託を主な投資対象として運用を行いますので、投資元本は保証されるものではなく、これを大きく割り込むことがあります。これらの運用による損益はすべてお客さまに帰属します。 ・投資対象とする投資信託は、主として、国内外の株式、債券、リート(REIT)、コモディティ(商品先物取引等)および株式・債券・金利等の金融先物等派生商品を実質的な投資対象とすることから、これらの値動きに応じて基準価格は変動し、損失が生じるおそれがあります。また外貨建資産に関しては、外国通貨の為替相場の変動による為替リスクが存在します。 ・ファンドラップは、預金ではなく、預金保険の対象ではありません。 ・くわしくは、きらぼし銀行店頭の「きらぼしラップサービス内容説明書」をご確認ください。 ・ご利用いただけない店舗がございます。
8. 金融商品 仲介業務	その他参考となる事項	・金融商品仲介業務は、証券会社が取扱っている商品(取引)の注文を銀行が証券会社へ仲介する業務です。当行は、証券会社からの委託を受けて、取引の仲介を行います。 ・金融商品仲介業務で取扱う商品は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。また投資元本および利回り・配当等が保証されている商品ではありません。 ・金融商品仲介業務で取扱う商品は証券会社にて保護預りしますので、投資者保護基金の対象となります。 ・金融商品仲介業務で取扱う有価証券等は、金利・為替・株式相場等の変動や、有価証券の発行者の業務または財産の状況の変化等により価格が下落し、損失が生じるおそれがあります。また、お取引による損益は、お客さまご自身に帰属します。お取引は、お客さまご自身の責任と判断で行っていただきますようお願いいたします。 ・金融商品仲介業務のお取引に際しては、手数料等がかかる場合があります。手数料等は商品・銘柄・取引金額・取引方法・取引チャネル等により異なり多岐にわたるため、具体的な金額または計算方法を記載することができません。 ・金融商品仲介業務で取扱う商品のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。 ・委託金融商品取引業者の商品であっても、当行がお取扱をしていないものがあります。 ・お客さまの金融商品仲介口座は委託金融商品取引業者に開設され、口座開設後の有価証券の売買等のお取引についても、お客さまと委託金融商品取引業者のお取引になります。当行には証券会社とお客さまとの契約締結に関する代理権はありません。したがって、証券会社とお客さまとの間の契約の締結権はありません。 ・お客さまの有価証券等は委託金融商品取引業者に開設された口座でお預りのうえ、委託金融商品取引業者の資産とは分別して保管されますので、委託金融商品取引業者が破綻した際にも委託金融商品取引業者の整理・処分等に流用されることはなく、原則として全額保護されます。 ・お客さまの個人情報や取引関係情報は、お客さまが口座を開設する委託金融商品取引業者と当行で共有します。なお当該情報については当行並びに証券会社のそれぞれにおける個人情報の利用目的の範囲内で利用いたします。 ・当行において金融商品仲介業務でのお取引をされるか否かが、お客さまと当行の融資等他のお取引に影響を与えることはありません。また、当行での融資等のお取引内容が金融商品仲介業務でのお取引に影響を与えることはありません。 ・商品ごとに手数料およびリスク等は異なりますので、商品のご検討、お申込みにあたっては必ず事前に商品ごとの契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書等をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。 ・ご利用いただけない店舗がございます。
9. 6～8における 当行の苦情処理措置 および紛争解決措置機関		証券・金融商品あっせん相談センター連絡先 電話番号 0120-64-5005 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
※「運用上手あわせてハッピー」の商品概要説明書をお受取りになる場合は、円定期預金の商品概要説明書と対象投資信託の投資信託説明書(交付目論見書)および一体となっている目論見書補完書面、またはきらぼしラップの契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)および「きらぼしラップサービス内容説明書」を合わせてお受取りください。		
・当行について 商号:株式会社きらぼし銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第53号 加入協会:日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 ・きらぼしライフデザイン証券について 商号:きらぼしライフデザイン証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3198号 加入協会:日本証券業協会 ・ウエルス・スクエアについて 商号:株式会社ウエルス・スクエア 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2914号 加入協会:一般社団法人日本投資顧問業協会		